令和5年度第1回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和5年5月29日(月)午後3時00分~午後4時00分
- 2 開催場所 大宮区役所 401会議室
- 3 出席者名 坂本会長、渡邉副会長、青木委員、園田委員、樋口委員 事務局 渡辺商業振興課長、蓮見係長、加藤主任、丸山主任
- 4 欠席者名 -
- 5 会議の公開・非公開の別 公開 (傍聴人は0人)
- 6 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 8条4項に基づく意見審議について
 - ・(仮称) さいたま市岩槻商業店舗(法第5条第1項:新設届)
 - (3) その他

報告事項

- ・ドラッグコスモス東岩槻店(法第6条第2項:変更届)
- ・ドラッグコスモス西大宮店(法第6条第2項:変更届)
- ・カインズホーム浦和美園店(法第6条第2項:変更届)
- ・浦和駅前市街地改造ビル(法第6条第2項:変更届)
- ・ドラッグコスモス与野店(法第6条第2項:変更届)
- ・マルエツ大宮大和田店(法第6条第2項:変更届)
- ・岩城屋ビル (法第6条第2項:変更届)
- ・ドン・キホーテ大宮店(附則第5条第1項:変更届)
- (4) 閉会

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 議事
 - 【8条4項に基づく意見審議について】
 - ・① (仮称) さいたま市岩槻商業店舗(法第5条第1項) 新設届について 事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議

内容結果(特に意見を付する必要無し)を報告した後、改めて、下記のとおり、 8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

(坂本会長) 需要率等の数字問題ない。計算方法も問題ない。 2 ケタ国道で需要率 0. 5 台というのも空いているな、という印象。入退店経路が全て交差点 A に関わってくる。危険かと思ったが計算値上は問題ない。大宮国道事務所も心配しているかと思うが、巡航速度の速い道路なので事故が起きないように注意いただきたい。

出入口②について、左折アウトしたときに、交差点の右折帯に黄色線が引いてあるため、道交法上はここから右折帯に行くのは違法になる。とはいえ、守られない恐れもあると思われる。きちっとした運用をして事故がないように。 改めて、設置者にも話が出たことを伝えてほしい。

(事務局) 設置者に伝える。

(渡邉委員)騒音について、準工業地帯で全体の基準値が高いので、あまり問題になることはないと思う。P.24の11について、これは何を想定しているのか。

(事務局) キュービクルの作動音を想定。

- (渡邉委員) 50dB を切っているので数値的には問題ないと思うが、P1 の近くにビルが建っていて、室外機が近くに並んでいる。10 年くらい経つと経年劣化して、いろんな周波数が出て気になる、というときには室外機を入れ替える等も、あえて言えば必要になるかもしれない。
- (園田委員)「マイバックの利用促進を行うとともに、ショッピングバックは環境配慮型の紙製のものとします」といった前向きな取り組みはいいと思うので、継続いただきたい。ユニクロの場合、商品そのものの開発もしていると思うので、商品の環境配慮も是非進めていただきたい。商品そのものをなるべくいいものを長く使うという点をお願いしたい。

(渡邉委員) 駐車場の夜間の出入口はチェーン等で閉鎖されるのか。

(事務局) お見込みのとおり。

(青木委員) 昔から大型店等が色々張り付いている場所なので、買い回り行動が気になった。買い回りをしたいがために、想定していないような生活道路等へ入り込んでしまうのではないかと。ただ、地図を見てわかるように、生活道

路自体がすごく複雑。車がすれ違えないような道もかなりある。うっかり 入るとどこへ行くかわからない。そういう点からすると、おそらく周辺の 生活道路への進入も土地柄少ないものと考える。

- (樋口委員) 自分が普段通っている印象だと、結構混んでいる。交差点 A に交通が集中する印象と、特に大宮方面からの来店経路が実際守られるのかどうかということを経験上感じる。
- (事務局) 大宮方面から来て交差点 A をすぐ右折しても、ポストコーンがあるので、 右折入庫は不可。チラシ等での来退店経路の周知に努めてもらう。
- (樋口委員) その先の大型店で U ターンして、店舗に入ってくるとか、そういった行動も予想される。
- (事務局) 交通整理員による誘導等も含め、設置者には最大限努力するよう伝える。
 - ※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の8件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

- ・ドラッグコスモス東岩槻店(法第6条第2項:変更届)
- ・ドラッグコスモス西大宮店(法第6条第2項:変更届)
- ・カインズホーム浦和美園店(法第6条第2項:変更届)
- ・浦和駅前市街地改造ビル(法第6条第2項:変更届)
- ・ドラッグコスモス与野店(法第6条第2項:変更届)
- ・マルエツ大宮大和田店(法第6条第2項:変更届)
- ・岩城屋ビル (法第6条第2項:変更届)
- ・ドン・キホーテ大宮店(附則第5条第1項:変更届)

(4) 閉会